

スポーツ

市民体育館

4月の休館日 18日(月)

●4月のトレーニングルーム利用者講習会

▶午前10時から…6日(水)、13日(水)、20日(水)▶午後3時から…2日(土)、16日(土)、23日(土)▶午後7時から…7日(木)、10日(日)、21日(木)、24日(日)

料金 大人100円、高校生50円※午後7時からの場合は大人200円、高校生100円

※中学生以下の人は利用不可。当日受け付け、予約不要

●グラウンド抽選会(6月分) 4月28日(木)

▶南二日町多目的グラウンド…午前9時▶北上グラウンド…午前9時30分▶長伏A(日中)、長伏B、長伏C、錦田グラウンド(日中)…午後6時30分▶グラウンドナイター…午後7時▶南二日町人工芝グラウンド…午後7時30分

問合せ 市民体育館(☎987-7570)

スポーツデー施設無料開放

とき 4月29日(金・祝)午前9時～正午、午後1時～4時30分※弓道場、トレーニングルームは午後5時まで

ところ 卓球練習場、弓道場、トレーニングルーム、競技場※卓球、弓道用具の貸し出しはしていないため、利用する場合は各自で用意してください

▶ニュースポーツ体験イベント バドミントン、ファミリーバドミントン、ミニテニス、ソフトバレーボールなど※用具の貸し出し有り

問合せ スポーツ推進課(☎987-7571)、

市民温水プール

4月の休館日 ▶4月18日(月):終日休館▶4月29日(金・祝):夜の部休館

●スポーツデー施設無料開放

とき 4月29日(金・祝)午前9時30分～午後0時20分、午後1時30分～4時20分

▶ミニゲーム大会

とき 1回目:午前9時30分～正午、2回目:午後1時30分～4時

対象 3歳～小学生※参加無料

▶ウォーターバルーン

とき 午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～

4時20分

ところ 市民温水プール内テラス

対象 4歳以上で体重80kg未満の人

参加料 1回5分:300円

問合せ 市民温水プール(☎980-5757)

のびのびトリフレッシュ体操

ゆっくりとカラダを伸ばしリフレッシュしましょう。背骨を動かす動作や簡単なエクササイズを取り入れ、身体の芯からほぐすことによりイキイキとしたカラダ作りを行いましょ。気軽にご参加ください。

とき 5月12日(木)～7月7日(木)全9回午前9時30分～10時30分※詳しい開催日はお問い合わせください。

ところ 市民体育館大会議室

対象・定員 一般・20人※応募多数時抽選

費用 4,980円※初回一括払い

持ち物 室内シューズ、飲み物、ストレッチマット(貸し出し有り)、運動のできる服装

申込み 4月28日(木)までに、往復はがきで往信裏面に①氏名(フリガナ)②年齢、生年月日③性別④住所⑤電話番号⑥のびのびリフレッシュ体操(木曜)と記入し、返信表面に自分の住所、氏名を記入し、市民体育館(〒411-0033文教町2-10-57)へ。

問合せ 市民体育館(☎987-7570)

アクアフェスタ

とき ①4月29日(金・祝)②5月3日(火・祝)③5月5日(木・祝)すべて午後0時30分～1時20分

内容 ①シナプスアクア②リズムファン③TRYビクス

対象・定員 一般・各30人

費用 500円

持ち物 水着、水泳帽、タオルなど

その他 普段子どもがいてなかなか教室に参加できない人も、当日は子ども(おむつがとれている3歳～未就学児)をスタッフが幼児プールでお預かりします。※事前申し込みが必要

申込み・問合せ 4月28日(木)午後5時までに、参加希望日と自由教室会員証の会員番号を、直接または電話で市民温水プール(☎980-5757)へ。※会員証を持っていない場合は無料で発行しますので、直接窓口へお越しください。

あなたも子育てサポーターに参加しませんか

ファミリー・サポート・センターまかせて会員募集

～できる事を できる時に できる人が～
子育てを応援するまかせて会員を募集します

子育てを助け合う有償ボランティア活動です。入会金・年会費は無料です。

対象 市内在住で、「子どもが好き」、「子育てを支援したい」という思いがある人。また、自宅で子どもを預かることができる人。※サポート活動中は、保険がかかります。

活動内容 ▶保護者に代わって保育園、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、習い事などの送迎▶出産前後の上の子の育児サポート▶保護者が用事や外出の際、子どもの預かりなど※まかせて会員になるためには、まかせて会員養成講習会を受講する必要があります。



平成28年度第1次まかせて会員養成講習会開催

回	開催日	時間	内容
1	5月20日(金)	午前10時～正午	ファミサポ説明会
2		午後1時～3時	子どもの安全と事故
3	5月23日(月)	午前10時～正午	子どもの心理
4		午後1時～3時	子どもの病気と看護
5	5月24日(火)	午前9時30分～午後0時30分	救急法
6		午後1時30分～3時30分	子どもの栄養と食生活
7	5月26日(木)	午前10時～正午	発達と障がいについて
8		午後1時～3時	保育の心
9	5月27日(金)	午前10時～正午	子どもの世話と遊び

ところ 市民活動センター会議室（本町タワービル4階）※講習会（全9回）を修了後、サポート活動ができます。今回受講できない講座があれば、次回以降に受講することができます。（次回は、広報みしま8月1日号でご案内します。）

申込み・問合せ 5月9日(月)までに、ファミリー・サポート・センター事務局（本町子育て支援センター内 ☎983-2835）へ。

※託児が必要な人は、早めに申し込んでください。

ご確認ください

保育所等保育料の「寡婦（夫）控除のみなし適用」の案内

市では4月から、婚姻歴のないひとり親家庭を対象に、保育所などの保育料について税法上の寡婦（夫）控除が適用されるとみなして保育料を決定します。みなし適用を実施しても、保育料が減額にならない場合があります。みなし適用は、保育料算定にのみ用いるものであり、税法上の控除を受けることはできません。

対象 保育所、幼稚園、認定こども園など（子ども・子育て支援新制度の給付対象となる施設）を利用し、市民税の現況日（所得を計算する年の12月31日）現在および申請日現在において、次の①～③のすべてを満たす人

①婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む）にない母または父であり、生計をともにする子どもがいる人

②①の子は、総所得金額などが38万円以下で、他の人

の扶養親族となっていない人

③父の場合には、合計所得金額が500万円以下の人
※婚姻の届出はなく現に事実上の婚姻と同様の関係にある人、税法上の寡婦（夫）控除を受けている人、生活保護受給者、市民税非課税の人は対象外です。

申込み 直接、子ども保育課に備え付けの申請書（ホームページからもダウンロード可）に必要事項を記入して、子ども保育課へ申し込み。

寡婦（夫）控除 所得税法や地方税法に基づく所得控除で、死別や離婚によるひとり親家庭に適用される制度であり、婚姻歴のないひとり親家庭には適用されていない控除となります。

問合せ 子ども保育課（☎983-2611）